

石川非常事態宣言

(対象期間：5月25日まで)

ご自身の安全のため、ご家族はじめ大切な人の
安全のためにも「人と人との接觸の回避」に
ご協力ををお願いいたします

4

「石川非常事態宣言」の発出 ②

- ◎新たな感染者の抑制(人流の徹底的な抑制)
 - ・「まん延防止等重点措置」の適用を要請(対象地域：金沢市)
 - ・飲食店に対する営業時間短縮要請（～5/25）
→金沢市 21時まで → 20時まで(酒類の提供は19時まで)
※「まん延防止等重点措置」の単価で協力金を支給

- その他の地域(金沢市を除く18市町)
 - ・営業時間短縮要請をこれまでと同じ条件でさらに2週間継続
 - ※これまでと同様の協力金を支給
- ・営業時間短縮の実施状況について、再度、見回りを実施
- ・県主催イベント等の延期やオンライン開催への変更など

2

「石川非常事態宣言」の発出 ③

- ◎医療提供体制の確保
 - ・追加病床の確保(18床)
 - ・宿泊療養施設の活用促進による病床負荷軽減
 - ・メディカルチェックセンターの新設による直入の足進これに合わせ、宿泊療養施設の受入体制を拡充
 - ・これまでの知見を踏まえた退院・ホテル移送基準の見直し
 - ・さらなる追加病床の確保について医療機関との調整を開始
→ 一般医療にも重大な影響
 - ・脳血管疾患や心疾患、重症外傷以外の救急患者受入制限
 - ・急を要さない手術の延期
 - ・術後に集中治療室の使用が必要となる手術の制限など

3

「石川非常事態宣言」の発出 ①



1